

大分県報

平成三十年
第二九六二号
三月二日

（金曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 青少年に有害な図書等の指定……………二
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二

告示

大分県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

大分県知事 広瀬 貞

平成三十年三月二日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
吉武内科医院	医療法人基尚会	別府市大字鶴見四〇三八―二	平二七・七・一
垣迫内科医院	垣迫 真一	別府市松原町六一―二	〃
さとう皮膚科	佐藤 博一	別府市田の湯町一五―四	〃
北浜眼科クリニク	大藪 由布子	別府市北浜一丁目一三一―一	〃
しん整形外科リ			

ハビリテーション&スポーツクリニック	医療法人彩翔会	別府市東莊園二―一	〃
木下外科医院	木下 清弓	中津市大字宮夫字小深田一四〇―二	〃
進耳鼻咽喉科医院	進 保政	中津市古魚町一六七四	〃
医療法人さがら小児科	医療法人さがら小児科	中津市沖代町二丁目一―六〇	〃
サクラクリニク	小林 義春	中津市万田六五五	〃
熊谷循環器科内科医院	医療法人松寿堂	中津市山国町守実三三二	〃
佐伯眼科	医療法人佐伯眼科	佐伯市常盤西町一八六八―一	〃
溝部歯科医院	溝部 秀邦	別府市大畑町二組一あすかビル二F	〃
西林歯科医院	西林 雄二	別府市石垣西八丁目一―五―リベラ九〇―二F	〃
アベックス歯科	尾崎 重紀	日田市元町一九―二四	〃
またけ歯科クリニック	真武 拓也	日田市新治町四七六―一	〃
やよい歯科医院	須呂 剛士	佐伯市弥生大字井崎一五四二―三	〃
近藤歯科医院	近藤 俊彦	津久見市宮本町一九―一四	〃
ふかえ歯科医院	深江 秀治	津久見市中田町一―四	〃
秋岡デンタルクリニック	秋岡 文吾	津久見市大字千怒六〇四五―三	〃
久保歯科医院	久保 友成	杵築市大字奈多字志口三四九六―一〇	〃

アキモト歯科医 院	秋本 慎一	国東市安岐町西本田中前八八三― 三	〃	金子内科医院	医療法人啓辰会	別府市石垣東一丁目七―二七	平二九・四・一		
医療法人慈元会 一宮歯科医院	医療法人慈元会	速見郡日出町豊岡六七九―一	〃	中津第一病院	医療法人中津第一病院	中津市大字宮夫二五二―二	平三〇・一・一		
セスナ荘園薬局	株式会社セスナ	別府市荘園町九組一	〃	<p>大分県告示第六十七号</p> <p>次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。</p> <p>平成三十年三月二日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝 貞</p>					
有限会社くらう ん薬局	有限会社くらう ん薬局	別府市中央町六一―二二	〃						
スワロー薬局照 波園店	株式会社キツセ イ	別府市照波園町二二〇五―五	〃						
セスナ薬局千代 町店	株式会社セスナ	別府市千代町八二―一	〃						
有限会社あおば 調剤薬局	有限会社あおば 調剤薬局	宇佐市大字上時枝一九六一―一	〃						
訪問看護ステー ションくろぎ	医療法人社団春 日会	別府市平田町二―二二	〃						
h・a株式会社 訪問看護ステー ションあずき	h・a株式会社	中津市大字万田六一八―三	〃						
訪問看護ステー ションくにさき	国東市	国東市安岐町下原一四五六	〃						
くじゅう訪問看 護ステーション	社会医療法人社 団大久保病院	竹田市久住町大字栢木五七四―三 四	〃						
ANS皮膚科ク リニック	佐藤 典子	中津市大字金手一〇―一三	平三〇・二・一						
ワタナベ薬局上 人店	株式会社ワタナ ベ	別府市北石垣深町八五〇―三	〃						
藤本調剤薬局金 手店	有限会社藤本調 剤薬局	中津市大字金手一〇―九	〃						
宮崎クリニック	医療法人社団宮 崎クリニック	別府市亀川東町二七―三七	平二八・六・一						
<p>大分県告示第六十八号</p>				〃	雑誌	実話タイムズ 月刊3月号	ミリオン出版 (株)	<p>著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。</p>	
				〃	雑誌	実話タイムズ 3月号	三和出版(株)		<p>著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがある。</p>
				〃	雑誌	実話タイムズ 2018 3月号	ジェイズ・恵 文社		
				〃	雑誌	実話タイムズ 2018 3月号	文社		
				〃	雑誌	実話タイムズ 2018 3月号	ジェイズ・恵 文社		

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年三月二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年二月十四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 しらゆり

三 代表者の氏名

浜 田 節 子

四 主たる事務所の所在地

竹田市

五 定款に記載された目的

この法人は地域に住む誰もが地域の人達と交流しながら自分の老後が豊かで健やかに暮らせることを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更